

## 「大都市制度についての中間報告（素案）」についての意見

平成 24 年 12 月 13 日  
全 国 知 事 会

「大都市制度についての中間報告（素案）」は、これまでに本会が主張した意見が概ね反映されているが、なおいくつか留意すべき事項があることから、下記のとおり意見を提出する。

### 記

#### 1 指定都市への事務の移譲に伴う税財源分配について

##### 【II. 現行制度の見直し 1. 指定都市制度 (2) 具体的な方策 ①「二重行政」の解消を図るための見直し (事務移譲及び税財源の配分)】

指定都市への事務の移譲に伴う税財源分配に関し、「県費負担教職員の給与負担等まとまった財政負担が生じる場合には、税源の配分も含めて財政措置のあり方を検討すべき」との記載がある。

県費負担教職員の給与負担については、事務を行う団体と費用を負担する団体が異なりねじれが生じており、本会としても、その是正が必要であると考えている。また、その際、指定都市にまとまった財政負担が生じる場合には、財政措置のあり方も含め検討する必要があると考えている。

ただし、具体的な財政措置の検討にあたっては、まずは、役割分担の抜本的な見直しによる国から地方への税源移譲など、地方全体の自主財源の充実確保を図るとともに、都道府県と指定都市の財源構成もしっかりと分析した上で対応すべきである。

#### 2 指定都市と都道府県の協議会について

##### 【II. 現行制度の見直し 1. 指定都市制度 (2) 具体的な方策 ①「二重行政」の解消を図るための見直し (指定都市と都道府県の協議会)】

「二重行政」の解消に向け、都道府県と指定都市との協議会の設置や、協議が整わない場合の裁定の仕組み等を検討すべきとされているが、指定都市が存する 15 道府県のうち 12 道府県では、都道府県と指定都市の間で事務を調整する協議の場を設けており、既に、それぞれの地域が自主的・主体的に、

役割の明確化や適正化に向けた取組を進めている。

このため、仮に、協議会の設置や裁定等の仕組みについて、法律において規定するとしても、その適用についてはあくまでも地域の選択に委ねるべきである。

### 3 特別市（仮称）について

#### 【Ⅲ. 新たな大都市制度 2. 特別市（仮称） (3) 当面の対応】

特別市（仮称）については、今回の報告では制度の導入が見送られており、これまで申し上げてきた本会の懸念に理解を示されたものと考えているが、「引き続き検討を進めていく」とされていることから、本会の懸念等を十分踏まえ、慎重に対応して頂きたい。

なお、当面の対応として、「都道府県から指定都市への事務と税財源の移譲を可能な限り進め」とあるが、本会は、「全国一律に指定都市が行うことが適当な事務については既に移譲されている」と申し上げているところであり、さらなる一律の移譲については、本会の意見を聴きながら慎重に検討して頂きたい。

以上